

(案)

令和2年(2020年)2月18日

北海道知事 鈴木直道 様

北海道食の安全・安心委員会
会長 西 邑 隆 徳

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の
施行状況等の点検・検証について

このことについて、北海道食の安全・安心委員会の意見は次のとおりです。

記

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」及び「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」は、現時点では見直しの必要はない。

なお、次の事項について提言する。

- 1 遺伝子組換え作物等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組むこと。
- 2 ゲノム編集技術及びゲノム編集技術を利用した食品について不安を抱く国民への丁寧な説明、ゲノム編集技術を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出手法の開発、表示など消費者が食品の選択をできる仕組みの創設を国に対して求めること。
- 3 遺伝子組換え作物等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、条例や交雑等防止措置基準について、随時、必要な対応を行うこと。